

令和6年第5回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和6年5月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第5回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1 番 徳田 純子	2 番 森部 清治	3 番 井上 ながえ
4 番 末石 誠	5 番 武井 正道	6 番 小島 與志博
7 番 椿 賢二	8 番 吉松 繁	9 番 窪山 登
10 番 長野 克巳	11 番 鳥巢 良彦	12 番 田中 睦美
13 番 中嶋 文和	14 番 坂田 稔	15 番 永井 健一
16 番 畑 和徳	17 番 手嶋 和彦	18 番 林 新吾
19 番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員4名】

20 番 井手 信一	30 番 星野 隆治	32 番 大隅 高博
36 番 重光 清士		

(※20番・30番・32番・36番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・ 報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・ 報告第 2号 農地法第3条の規定による許可の取消願について

- ・ 議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・ 議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・ 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・ 議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・ 議案第 8号 朝倉筑前都市計画甘木土地区画整理事業の変更（廃止）に関する意見について
- ・ 議案第 9号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等の承認について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康年

6. 本会議に出席した事務局職員
事務局長 日野 清宝
事務吏員 渡辺 晃

事務吏員 川 波 貴 敬
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 森 田 誠 市

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和6年第5回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に14番坂田委員、15番永井委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

11ページまで61件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から61番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。
12ページをお開きください。次に、報告第2号「農地法第3条の規定による許可の取消願
について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

続けて、報告内容の説明をさせていただきます。願出人、申請土地、契約の種類及び許可年月日
については記載のとおりです。許可取消の理由ですが令和6年4月定例会の審議によりまし
て、農地法第3条の許可を受けております。本件につきましては、申請者が事務局窓口に來
られた際、農地の売買で農地法第3条申請で取り扱っていましたが、申請者にはあっせんの
意向がありましたため、今回あっせん事業（特例事業）の手続きをするため、農地法第3条
の許可取消願が出されたものです。以上報告を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告第2号について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第2号を終わります。
13ページをお開きください。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の
説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課 (森田) 挙手

議長 農業振興課。
農業振興課 (森田) 詳細について説明

14 ページをお開き下さい。利用権設定の内訳となっております。今回利用権設定がありましたのが、朝倉地域、杷木地域のトータルで 10, 834 m² の設定となっております。次のページをお開き下さい。これが、利用権設定期間別の明細表です。二つの地区と期間別で 10 年と 19 年となっております。今回の動きは小さいものとなっております。今回は 10 年が 7, 218 m²、19 年が 3, 616 m² という内訳となっております。説明は以上です。

議長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第 1 号は承認とし、市長へ通知いたします。
16 ページをお開きください。次に、議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出 (売渡) について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号 1 番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手

議長 事務局。
事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明

審議番号 1 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 1 番について、担当地区委員の 13 番中嶋委員、29 番水城委員を指名いたします。
次に、審議番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 2 番についてあっせん委員の選任が必要となります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 2 番について、担当地区委員の 19 番樋口委員、23 番篠原委員を指名致します。
次に、審議番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 3 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号 3 番について、担当地区委員 19 番樋口委員、23 番篠原委員を指名致します。
次に、審議番号 4 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 4 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号 4 番について、担当地区委員 7 番椿委員、30 番星野委員を指名致します。
次に、審議番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 5 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号 5 番について、担当地区委員 13 番中嶋委員、29 番水城委員を指名致します。
次に、審議番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 6 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号 6 番について、担当地区委員 19 番樋口委員、23 番篠原委員を指名致します。

事務局 次に、審議番号 7 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 7 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号 7 番について、担当地区委員 8 番吉松委員、37 番上野委員を指名致します。

事務局 次に、審議番号 8 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 8 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号 8 番について、担当地区委員 8 番吉松委員、37 番上野委員を指名致します。

事務局 次に、審議番号 9 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 9 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号 9 番について、担当地区委員 13 番中嶋委員、29 番水城委員を指名致します。

事務局 次に、審議番号 10 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 10 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号 10 番について、担当地区委員 15 番永井委員、24 番櫻木委員を指名致します。

事務局 次に、審議番号 11 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 11 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号 11 番について、担当地区委員 5 番武井委員、21 番内田委員を指名致します。

事務局 次に、審議番号 12 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 12 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号 12 番について、担当地区委員 19 番樋口委員、23 番篠原委員を指名致します。

審議番号 1 番から 12 番を一括とし質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号 1 番から 12 番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第 2 号は可決致しました。

23 ページをお開き下さい。次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (川波) 朗読をもって説明

25ページまで23件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。
17番手嶋委員。

17番挙手

議 長 17番委員。

17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由としまして、譲受人は新規就農(自家栽培)。譲渡人は、規模縮小ということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。

5番挙手

議 長 5番武井委員。

5番 (武井委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由としまして、譲受人は相手方からの要望。譲渡人は農業をする人がいないということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。

5番挙手

議 長 5番武井委員。

5番 (武井委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望。譲渡人は相続したが耕作できないためです。譲渡人の近くに譲受人の農地があるため贈与となっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。

5番挙手

議 長 5番武井委員。

5番 (武井委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由としまして譲受人は親からの贈与です。譲渡人は子への贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議

方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。
14番挙手

議長 14番坂田委員。
14番 （坂田委員）審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としましては、譲受人は新規就農。譲渡人は相続したが管理できないということです。新規就農ということで、5月8日に三役、事務局、馬田地区担当委員で新規就農面談を行いました。譲受人の実家は杷木地区ということで、実家は梨をつくっているということです。今も手伝いをされているということです。実家の農地もありますが、災害で被災し耕作できなくなったということです。今度の農地は、柚子やミカンの柑橘類を植えて、残りは野菜、なすやキュウリ、唐辛子を植えたいということです。現在、ご主人が公務員で、数年し退職したら一緒にできるだろうし、柑橘類の収穫もできるのではないかと思います。農地の管理面では刈払機を所有しており、荒れないようにするそうであり、問題はないと思われます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について担当委員の説明を求めます。7番椿委員。
7番挙手

議長 7番椿委員。
7番 （椿委員）審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としまして譲受人は自宅に隣接しており耕作に便利のためです。譲渡人は規模縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番についてについて担当委員の説明を求めます。7番椿委員。
7番挙手

議長 7番小島委員。
7番 （椿委員）審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としまして、譲受人は新規就農。譲渡人は規模縮小です。この案件は5月8日に三役、事務局とで新規就農面談をしました。譲受人は年齢が20歳でありましたが、譲渡人の農作業を3年前からされています。面談時に同席さ

れていた父親の方も新規就農にあたりまして協力して農作業をするようです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。

30番 (星野委員) ありません。

議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

6番 挙手

議長 6番 小島委員。

6番 (小島委員) 譲渡人の農業経験はどれくらいですか。

議長 7番 椿委員。

7番 (椿委員) 譲渡人は奥さんの方で、面談時にご主人が同席されていました。その時の話では3年近く農業をされていたそうです。

議長 令和3年に農地を購入されています。

6番 (小島委員) 耕作をされていたのですか。

7番 (椿委員) 耕作されています。

議長 何かあれば言って下さい。

6番 (小島委員) 買い求めて、すぐ売り渡すのですか。

7番 (椿委員) ここは、建物と一緒に購入されていました。

6番 (小島委員) 空き家は、●●さんがらみですか。

7番 (椿委員) ●●さんは別の農地であり、一部であり、残された農地ということです。

6番 (小島委員) 両方に譲渡人1の名前があって、上フスマ。

7番 (椿委員) 審議番号6番の方は、●●●●●●●●さん農地が●●さん宅の近くに132㎡の別の農地があります。そこは、●●さんが購入されます。●●さんの家の近くについては、●●●●●●●●さん名義があります。

6番 (小島委員) 了解しました。

議長 他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について担当委員の説明を求めます。7番 椿委員。

7番 挙手

議長 7番 椿委員。

7番 (椿委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望です。譲渡人は離農です。譲受人は譲渡人の農地を耕作していました。譲渡人の方は今回離農したいということでお互いの話が決まったそうです。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。7番 椿委員。

7番 挙手

議 長 7番椿委員。
7番 (椿委員) 審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望。譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 30番 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はございませんか。
30番 (星野委員) ありません。

議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
議 長 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。
13番 13番挙手

議 長 13番椿委員。
13番 (中嶋委員) 審議番号10番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は新規就農(自家栽培)です。譲渡人は市外に住んでおり耕作ができないためです。新規就農ということで5月8日に面談をしました。譲受人の父は30年前に金川地区に引っ越してきて、今年の3月に退職をされています。譲受人の父の敷地内に譲受人の家を建てています。申請土地まで100メートルも離れておりません。トラクターは近所から借りられる交友関係は築けています。譲受人の父の弟さんが、田主丸の方で、造園業をされているので、農地は荒れていますが整備するため機械等は借りられるそうです。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。審議番号11番から13番は私が担当委員になっていますので、議長を副会長に交代致します。

副会長 次に、審議番号11番について担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番 19番挙手

副会長 19番樋口委員。

副会長 (樋口委員) 審議番号11番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人は譲渡人の農地を長年耕作してありました。譲渡人の離農。譲受人の規模拡大ということです。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号11番について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。次に、審議番号12番について担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番 19番挙手

副会長 19番樋口委員。

- 19番 (樋口委員) 審議番号12番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は相手方の要望。譲渡人は農家ではなく管理ができないため売買されております。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。
- 副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号12番について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 副会長 なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 副会長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。次に、審議番号13番について担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手
- 副会長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号13番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は規模拡大。譲渡人は規模縮小です。場所は荷原梨団地の農地です。現在、譲受人はこの農地で梨を栽培されているそうです。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。
- 副会長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 副会長 審議番号13番について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 副会長 なければ、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 副会長 賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。議長を樋口会長と交代致します。
議長 議長を交代致しました。次に、審議番号14番について担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。
11番挙手
- 副会長 11番鳥巢委員。
11番 (鳥巢委員) 審議番号11番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由としまして、譲受人は規模拡大。譲渡人は朝倉市外に住んでおり耕作できないためです。譲受人は野菜などを作りたいと説明がありました。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号14番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。
次に、審議番号15番について、担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。
11番挙手
- 議長 11番森部委員。
11番 (鳥巢委員) 審議番号15番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由の理由致しましては、譲受人は親からの贈与。譲渡人は子への贈与です。農地を含めて山林も所有しているので、管理は適正に行うように話をしています。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 15 番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 15 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 15 番は許可といたします。
 次に、審議番号 16 番について、担当委員の説明を求めます。15 番永井委員。
 15 番挙手

15 番 (永井委員) 審議番号 16 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買と贈与です。5 月 8 日に新規就農であるので、面談を行いました。譲受人は出身がうきは市の方であり、申請地の方で農業がしたいということで、通うのは少し遠いが、譲渡人 1 の家を買っておられます。移住する考えは今のところないようですが、週に 3～4 日はこちらに泊まって農業をするそうです。譲渡人 2 の方はとにかく農地を売りたいということでこのようになっています。新規就農で面積が大きいですが、窪地で条件が悪いところもあります。8 畝くらいが作付けできるかなと思います。譲渡人 1 の方が宅地を含めて売りたいということで、このようになっています。農地法第 3 条第 2 項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 審議番号 16 番について、質問や意見はありませんか。
 12 番挙手

議 長 12 番田中委員。
 12 番 (田中委員) 譲受人は農機具は持っていますか。
 15 番 (永井委員) 農機具は耕運機を購入する予定です。防除機は譲渡人 1 から譲り受けたそうです。この農地はトラクターなどが入れる農地ではありませんので、耕運機を買うようにしてあるようです。

議 長 他に質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 16 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 16 番は許可といたします。
 次に、審議番号 17 番について、担当委員の説明を求めます。8 番吉松委員。
 8 番挙手

8 番 (吉松委員) 審議番号 17 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由といたしましては、譲受人は親から贈与です。譲渡人は子への贈与ということです。農地法第 3 条第 2 項には該当致しません。農地を適正に管理してほしいと伝えています。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 17 番について、質問や意見はありませんか。
 6 番挙手

議 長 6 番小島委員。
 6 番 (小島委員) 譲受人は経営面積が 9 畝程ありますが、その他 2 反持っていますか。
 事務局 (川波) 農家台帳上は別世帯になっております。譲受人の農家世帯の経営農地が自作地で 9 10 m² になっておりましたので、このように議案書に記載しております。別世帯となっております譲渡人(父)からの 2, 868 m² の贈与になっております。

6 番 (小島委員) わかりました。

議 長 他に質問や意見はありませんか。なければ、審議番号 17 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 17 番は許可といたします。

次に、審議番号 18 番について、担当委員の説明を求めます。10 番長野委員。

10 番 10 番挙手

(長野委員) 審議番号 18 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由といたしましては、譲受人は相手方の要望。譲渡人は規模縮小ということです。この農地は譲受人が持っている農地のすぐ隣です。166㎡を耕作するには狭すぎるということです。譲受人の農地に合わせてもらいたいということで話がまとまったそうです。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 18 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号 18 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 18 番は許可といたします。

次の審議番号 19 番は申請人について農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当し、10 番長野委員が関係しますので、審議が終わるまで 10 番長野委員は退室をお願いします。

(10 番長野委員退室)

それでは、担当委員の説明を求めます。36 番重光委員。

36 番挙手

議 長 36 番重光委員。

36 番 (重光委員) 審議番号 19 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由といたしましては、譲受人は相手方の要望。譲渡人は相続したが管理できないためです。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 19 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号 19 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 19 番は許可といたします。審議が終わりましたので、10 番長野委員の入室をお願いします。

(10 番長野委員入室)

議 長 次に、審議番号 20 番について、担当委員の説明を求めます。18 番林委員。

18 番挙手

議 長 18 番林委員。

18 番 (林委員) 審議番号 20 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由といたしましては、譲受人は規模拡大。譲渡人は規模縮小です。この二人は家が隣どうしです。農地もこの付近にありますが、譲渡人の方が耕作しづらいということで、農地法3条申請になっております。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。
 20番 (井手委員) ありません。
 議 長 審議番号20番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 なければ、審議番号20番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号20番は許可といたします。
 議 長 次に、審議番号21番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。
 18番挙手
 議 長 18番林委員。
 18番 (林委員) 審議番号21番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由といたしましては、譲受人は相手方の要望。譲渡人は離農するということです。国道沿いにありますが不便な場所でありま
 す。譲渡人が耕作できないということで、贈与となっております。譲受人譲渡人は親戚関係
 になるそうです。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致しま
 す。
 議 長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。
 20番 (井手委員) ありません。
 議 長 審議番号21番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 なければ、審議番号21番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号21番は許可といたします。
 議 長 次に、審議番号22番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。
 16番挙手
 議 長 16番畑委員。
 16番 (畑委員) 審議番号22番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由といたしましては、譲受人は規
 模拡大。譲渡人は相続したが農業をしていないためです。この農地の隣に、譲受人が耕作さ
 れています。この農地については先の災害で、被災して通作ができない状態でした。現在少
 し荒れています。ようやく復旧できたので、この申請になったそうです。農地法第3条第2
 項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。
 議 長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 議 長 審議番号22番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 なければ、審議番号22番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号22番は許可といたします。
 議 長 次に、審議番号23番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。
 16番挙手
 議 長 16番畑委員。
 16番 (畑委員) 審議番号23番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由といたしましては、譲受人は規
 模拡大。譲渡人は相続したが耕作できないためです。この農地の隣に、譲受人が耕作されて

います。住所が福岡市中央区になっていますが、実家が杷木志波にあります。毎日杷木志波にこられておりまして、柿をつくっておられますので、問題ないと考えております。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 審議番号23番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号23番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号23番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

15時00分まで休憩します。

14時50分休憩

15時16分再開

議長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。26ページをお開きください。次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

続けて、議案の説明を致します。審議番号1番について説明します。変更前、変更後の申請人、申請土地の状況は記載のとおりです。転用目的は農地改良（一時転用）です。

変更の理由についてです。申請人は令和5年10月に農地改良（一時転用）を転用目的として許可を得ておりました。しかし、工事担当者の体調不良で、代わりに担当できる者がおらず着手が遅れたため、土の搬入が遅れている状況にあります。このため、一時転用の期間を変更するものです。説明は以上です。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

12番挙手

議長 12番田中委員。

12番 （田中委員）この申請は延長になっていますが、体調不良等が理由ですので、再度延長になることはありませんか。1年5か月程度の延長になっていますが、本当にそれで行けるのかどうか。

事務局挙手

事務局 （渡辺）変更申請の際に、念を押して聞いています。これ以上の延長はないと聞いております。変更申請の期間延長は1回しかできません。念押しをしております。

12番 （田中委員）ありがとうございました。

議長 他に、質問や意見はありませんか。

9番挙手

議長 9番窪山委員。

9番 （窪山委員）かなりの期間延長となっておりますが、この間の農地の管理は責任もってできる状態ですか。

事務局 （渡辺）申請地を事前に県の方と現地確認をしています。その際除草の管理はされてしまったので、管理はされております。

9番 （窪山委員）はいわかりました。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号１番は承認いたします。

議 長 ２７ページをお開きください。次に、議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明
２８ページまで４件ございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。１４番坂田委員。

１４番挙手

議 長 １４番坂田委員。

１４番 （坂田委員）審議番号１番について説明します。転用者・申請土地については記載のとおりです。転用の目的は農業用倉庫及び育苗スペースです。転用の理由としまして国道３２２号の拡張に伴い、既存倉庫等の敷地が収用されるため代替地として整備するものです。参考事項として、農業用倉庫７７㎡。農地法の運用については、農用地区域内にある農地（農業用施設用地）に該当します。農地区分は農用地区域内農地。ここは、国道３２２号が拡幅工事されております。国道の横に農業用倉庫がありまして、その裏に代替地として農業用倉庫を建てるということです。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員から補足説明はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 審議番号１番について質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号１番は承認いたします。

次に、審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。７番椿委員。

７番挙手

議 長 ７番椿委員。

７番 （椿委員）審議番号２番について説明します。転用者・申請土地については記載のとおりです。転用の目的は、農地改良（一時転用）です。転用の理由としまして、隣接道から低く、水はけが悪いため地上げして営農の効率化を図るものです。申請人と話をしました。平成２９年の災害の時もそうでしたが、桂川の近くにありまして、毎年のように冠水しているようです。これからのことを考えて農地改良をしたいということでした。参考事項としまして搬入土量１，３００㎡。最大地上げ０．７ｍ。期間は令和１１年５月３１日まで、作付予定については、野菜ということです。許可後の期間が長いですが、息子さんが引き継ぎ地上げをしていくそうです。現地は、一部資材置場のようになっていますので、始末書添付になっております。農地法の運用については、１０ｈａ以上の一団の農地に該当します。農地の区分は第１種農地です。審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号２番について質問や意見はありませんか。

議 長 期間が長いようであるが、短縮することはできないんですか。農地として活用するのであれば、その間耕作ができないのではないですか。

７番 （椿委員）期間が長いので、自分たちで地上げするのではないかと思います。だから５年

間ということになっているのではないかと思います。申請人は70代の方であり、息子さんと話して決めてあるそうです。野菜は他の所有農地で作っていくようです。以上です。

事務局 7番 (渡辺) 土を入れる業者は、息子さんの会社の方が土砂を入れていくようになります。

議 長 (椿委員) 事務局が説明したように息子さんが造園業をされており、土砂を入れていくようです。

議 長 7番 息子さんが勤めている造園業者で、時間が取れる時に、土砂を入れるのですか。

議 長 (椿委員) 本人が、造園会社の代表です。

事務局 会社名は何ですか。

議 長 ●●緑地です。

事務局 個人で、土砂搬入されるのですね。

事務局 (川波) 工期が長いということでのご指摘かと思いますが、窓口で申請対応する際に、先ほどの審議で期間延長が一回だけという説明がありましたが、出水を考えての理由となると、梅雨時期に工事が中断されることとなり、仮の話ですが、被災されてまた工事を再開するまでに時間や労力がかかるケースがあるので、伸ばすのに労力がかかります。短縮して、完了報告をすることはできますので、長めに期間をしておいた方がいいと事務局から話をしていますので、申請人は結果的に期間を長めに設定されている状況です。以上です。

議 長 要するに、個人で地上げをしていくということですね。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。

8番挙手

議 長 8番吉松委員。

8番 (吉松委員) 審議番号3番について説明します。転用者・申請土地については記載のとおりです。転用の目的は、農地改良(一時転用)です。転用の理由としまして、傾斜地を盛土整地し、一体的に平坦な畑として利用するものです。参考事項としまして搬入土量13,700㎡。最大地上げ約7m。作付予定作物についてはサツマイモを予定しています。農地法の運用につきましては、農用地区域にある農地(一時転用)に該当します。審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について質問や意見はありませんか。

9番挙手

議 長 9番窪山委員。

9番 (窪山委員) 資材が放置してありまして、始末書添付になっておりますが、今後農地ということで、地上げされ、今後資材をこの申請地に置くという可能性はありますか。

資材置き場であれば、4条ではなくて、5条申請がいいのではないですか。

8番 (吉松委員) その点につきましては、谷間を埋めて、谷間には水も集まりますし、排水対策は十分にしたいと申請人には言っています。建設業もしておりますし、排水をするための資材を置いているものと思われます。

議 長 ●●建設ですか。

8番 (吉松委員) ●●建設じゃないかなと思います。そこまで聞いていません。

議 長 持ってくる土砂はどこからですか。

8番 (吉松委員) 工事で出た土砂ではないかと思いますが。申請人の奥さんと話をしました。この申請地の北側の方にこのように埋め立てをして平地をつくってあります。それと同じように

するのではないかと思います。

議 長 自分のところで出た残土を持ってくるということですか。

8 番 (吉松委員) そうだろうと思いますが、申請人本人ではなく、奥さんと話をしました。

9 番 (窪山委員) 目的がずれるのではないかと思います。

議 長 13, 700m³と言え、10t車で2,300台程度の持ち込みになります。それを運ぶのに3年かかる計画になっているようですね。朝農跡地の土砂を持ち込むのであれば理解はできますが、どのようなところから搬入するのかを示してもらわなければいけない。産業廃棄物を搬入するようなことはないのですか。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (渡辺) 申請書の事業計画書には残土で砂質土を搬入する計画になっています。搬入もとは、株式会社●●建設からとなります。

9 番 (窪山委員) 始末書添付になっており、作付け予定は、サツマイモ栽培となっていますが、疑わしいと思いますので、確認をしっかりとってほしいです。そうでないなら、最初から5条申請でしたらどうですか。

議 長 最初から資材置き場の目的で、5条申請をしたどうかと言ってるのですか。

9 番 (窪山委員) その辺の確認をしっかりとってほしいです。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

6 番 (小島委員) これだけ広がるので地上げした周辺との水の関係はどうなっていますか。水利委員からの承諾はもらっていますか。

8 番 (吉松委員) そんな許可はもらっておりません。

議 長 地上げしたら土砂が流れ出る可能性がありますのでどうなっていますか。土羽仕上げですか。擁壁を設置するのですか。

8 番 (吉松委員) そこまでは聞いておりません。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 水利承諾については、山後区の行政区会長から無条件で承諾されています。

議 長 土砂が流れ出すことはありませんか。砂質土であれば、土砂が流出する可能性があるのではないですか。被害防除計画はどうなっていますか。

(「土砂が流れてくる可能性がある」と呼ぶ者あり)

議 長 この下に何かあるのですか。

8 番 (吉松委員) この下に空き家があります。

議 長 空き家でも土砂が流れ込めば大変なことになるでしょう。

8 番 (吉松委員) それはそうです。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 被害防除計画については、一時転用期間中は、素掘り側溝、仮設沈砂池を設置することとなっています。雨水の排水については、敷地内から南側にもともと排水がありますのでそこに接続して放流することになっています。

6 番 (小島委員) かさ上げしたところと、もともとあった排水溝との段差も相当あるのではないかと。7mくらい。そこは計画されていると思いますが。

議 長 山側の方はどうでもいいが、手前側は7mの段差ができますので、その止めはどう対応するのですか。擁壁にするのか。土羽にするのか。議案書は、最大7mになっています。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 排水については、西側から取っていましたが、一番東側のところから暗渠排水(コルゲート管)を埋設するようになっていきます。それを里道のところまで接続させ、里道からは既設の側溝があり、南側に流していきます。

議長 排水はいいですが、最大7mの高さがあるのでどうなりますか。

事務局 (渡辺) 手前の道から法面が出来て、植生シートをするようになっていきます。

6番 (小島委員) 暗渠は排水には関係ないのではないですか。雨水が浸透して、暗渠が働くようになります。雨が降った時に流れるのは地面の水が流れます。

議長 法面の長さはどのくらいありますか。高さ的に。

事務局 (渡辺) 1:0.3の勾配です。

事務局 (松尾) 法長が約20m程度になります。(1:16:35)

議長 暫時休憩します。

15時41分休憩

15時42分再開

議長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。ほかに質問や意見はありませんか。なければ、審議番号3番について、被害防除計画が適正かと意見が多数ありましたので、その条件を付して承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。2番森部委員。

2番挙手

議長 2番吉松委員。

2番

(森部委員) 審議番号4番について説明します。転用者・申請土地については記載のとおりです。転用の目的は、自己用住宅です。転用の理由としまして、現在の住まいを農業研修生用住宅とするため、隣接する農地に自己用住宅を建設するものです。申請者は研修生を受け入れてネギ栽培を手広くされてあります。今回は、住宅を横に建設し、進入路も確保します。土地自体が不整形であります。今回申請農地の全体面積が815㎡ありまして、建物と進入路の部分が約500㎡になっております。残りが、300㎡ほど残ります。畑として残すのか一体的に宅地として利用するのかは、私の方に話は来ておりません。参考事項としまして、10ha以上の一団の農地(集落接続)に該当します。以上で説明を終わりますご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。なければ審議番号4番について質問や意見はありませんか。

議長 先ほどの説明のように、宅地で残すのか農地で残すのか決まっていないのですか。全部宅地にするんですね。

事務局挙手。

議長 事務局。

事務局 (渡辺) すべて宅地になると思いますが、実際家を建てる部分526㎡程度なので、残りは進入路です。車も農業系の車両もあり、駐車するスペースとして、進入路の部分も考えておられます。

議長 家を建てる部分は何㎡ですか。

事務局 (渡辺) 家を建てる部分は、526㎡です。一番奥の部分になります。おそらく全部宅地になります。

議長 質問や意見はありませんか。なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の

全委員 挙手を求めます。
 議 長 賛成の挙手
 賛成多数と認め、審議番号４番は承認といたします。
 次に、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし事務局の説明を求めます。
 事務局挙手
 議 長 事務局。
 事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明
 ３件ございます。ご審議方よろしくお願いします。
 議 長 事務局の説明は終わりました。
 それでは、審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。１４番坂田委員。
 １４番挙手
 議 長 １４番坂田委員。
 １４番 （坂田委員）審議番号１番を説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、露天駐車場です。転用の理由は、事業拡張により現在の駐車場が手狭になったためです。参考事項として、駐車場３１台です。地上げをしてコンクリート舗装をするということです。雨水は、陣屋川に流します。区会長の承諾も取れています。農地法の運用としましては、その他の農地に該当致します。説明は以上です。ご審議方よろしくお願い致します。
 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
 １２挙手
 議 長 １２番田中委員。
 １２番 （田中委員）●●●ビールの仕事をなさっているのですか。譲受人の住所が田主丸町になっている。申請の土地は朝倉市馬田ですよ。この申請人は、朝倉市馬田で仕事をされていますか。
 １４番 （坂田委員）そこは聞いておりません。
 １２番 （田中委員）田主丸と朝倉市馬田は近いのですかね。
 議 長 露天駐車場ができたならその横に何かがあるので設置をするはずであります。
 事務局挙手
 議 長 事務局。
 事務局 （渡辺）住所は田主丸町ですが、駐車場予定地の道を挟んだ北側に工場があります。会社の登記住所が田主丸町になっています。
 議 長 他に質問や意見はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 議 長 なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
 次に、審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。１４番坂田委員。
 １４番挙手
 議 長 １４番坂田委員。
 １４番 （坂田委員）審議番号２番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は、売買です。転用の目的は共同住宅（２棟１２戸）です。転用の理由は、需要が見込まれるため、共同住宅を整備するためです。参考事項としましては、共同住宅１棟４戸１３４．７７㎡、もう一つの共同住宅１棟８戸２３６．３０㎡です。場所は西鉄馬田駅の線路と武井医院の駐車場の間になり、郵便局の向かい側になります。雨水は

南に側溝をつくって、既存の側溝に流します。汚水は、南東部の排水管に接続するというこ
とです。農地法の運用につきましては、鉄道の駅（西鉄馬田駅）から300m以内の農地に
該当します。排水については、区会長同意済みです。農地の区分は第3種農地です。ご審議
方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。
13番挙手

議 長 13番中嶋委員。
13番 （中嶋委員）審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記
載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は自己用住宅。転用の理由は、現在親戚の家
に間借りしているため、自己用住宅を建築するものです。参考事項については、工業地域、
居宅1棟90.40㎡、一体開発する宅地198㎡、始末書添付になっています。農用地の
運用について、用途地域が定められている農地に該当します。用途区分は都市計画用途区域
内。農地区分は第3種農地です。雨水は、側溝に流します。汚水は、下水道に接続するよう
です。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
30ページをお開き下さい。次に、議案第7号「農用地利用集積計画（特例事業関係）につ
いて」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 （岩切）議案朗読をもって説明。審議番号1番については、推進機構への売り渡しとなりま
す。審議番号2番については、推進機構からの買い入れになります。以上1番及び2番の案
件については、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の
要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお
願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から2番について質問や意見はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号1番から2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第7号は承認とし、市長に通知いたします。
31ページをお開きください。次に、議案第8号「朝倉筑前都市計画甘木土地区画整理事業
の変更（廃止）に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。32ページをご覧ください。甘木土地区画整理事業の廃止
につきまして、計画書、甘木土地区画整理事業を廃止する。現在こちらの記載のとおりとな
っています。これを廃止し事業の名称がなくなります。一番右の枠、建築物の制限内容。用

途地域による建築制限のみとなり、都市計画上の建築制限はなくなります。理由書でございます。

(議案書 32 ページ理由書朗読)

33 ページの方に、航空写真の図面を付けております。開いて横にしてご覧ください。中心部分の薄緑の部分 13.5 ha が甘木土地区画整理事業のエリアです。補足説明致します。この事業区域内に、現在農地は 1 筆もありません。これは、市の都市政策課というところから意見を求められています。農地がないので、農業委員会にかけの必要があるかとの話をさせてもらいましたが、廃止について、農業委員会の同意とか承認とか法律上得ないといけないものではないとのこと。福岡県に廃止をしていく話をしていくにあたって、関係各機関などに意見を求めているものです。問題はないかや改善してほしいなど、まとめて県の方に話をしていくにあたって、農業委員会として、もし何かあれば、意見を言っていたきたいとのことでしたので、今回提案をさせていただいております。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。議案第 8 号について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議案第 8 号について、意見なしと回答することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第 8 号については承認といたします。

次に、議案第 9 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和 6 年度最適化活動の目標の設定等の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手。

議長 事務局。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。

35 ページから令和 5 年度の状況。それから 40 ページから令和 6 年度の目標ということで、載せさせて頂いております。こちらにつきましては、先月、4 月 16 日に活動計画策定委員会を開催させて頂きました。そちらの方で、一時間半程度の熱心なご議論を頂いて策定させて頂いたものです。まずは、策定委員長を務めて頂きました小島委員に一言いただき、その後事務局の方で補足説明させて頂きます。

6 番 (小島委員) 策定委員会をしまして、農地みどりや黄色など、荒地になるだろうという想定した問題を皆さんと協議した結果、少しでも私たちが役に立てればということで皆さんと協議しました。色々とお意をもちでした。ありがとうございました。以上です。

事務局 (松尾) ありがとうございました。それでは引き続き事務局の方から補足説明致します。35 ページから載せておりますが、一度ご覧になってあるという前提で、掻い摘んで説明させて頂きます。35 ページの方は、現在の状況と農業センサスの数字をまとめたものです。36 ページの方に農地の集約状況を載せております。2 番目の表のところですが、②の目標の右側の一番上ですが、集積率 80 パーセント令和 10 年度目指すとなっております。これにつきましては、昨年度も話しましたが、福岡県が令和 10 年度に、担い手への農地の集積率 80 パーセントを目指すと県全体でなっており、朝倉市もその数字を使っております。現在の状況ですが、①番のところになります。集積率は 68.8 パーセントとなっております。令和 5 年度末の状況でございます。下の方をお願いします。遊休農地の発生防止、解消でございます。国の方でも皆さんにみどりや黄色、B とかの判定を夏場にして頂いておりますが、国の方で、B 判定は基本的に諦めていて、みどりや黄色をなるべく農地に復旧させていこうというところで動いておりますので、遊休農地の発生、解消の方も、B 判定の面積など一切出てきませんで、みどりと黄色の数字となっております。①の現状のところですが、みどり

判定の遊休農地区分が、現在１２ヘクタール、黄色区分の遊休農地が５．９ヘクタール。小数点の関係で繰り上がりまして、合計で１８ヘクタールとなっております。これは、一昨年度がみどりと黄色区分が、７ヘクタール、７ヘクタールで合計が１４ヘクタールでございました。昨年はみどりが１４ヘクタール、黄色が６ヘクタールの合計２０ヘクタールとなっております。令和４年度は一時増えたんですけど、令和５年度はみどりが若干減っている状況になっています。その下②番ですが、目標でございます。これにつきましては、令和３年度のみどりと黄色の７ヘクタールの数字に対する目標をそのまま使うこととなっております。５年間で１ヘクタールとなっておりますが、小数点を申し上げますと、１．４ヘクタールずつ解消していった、このみどりを解消していこうというのが目標でございます。次の３７ページです。④その他の一番最後に、農業委員会の点検結果を載せております。遊休農地から耕作することへの指導において、担い手の絶対的不足が目立ったということです。後継者不足、高齢化が進んでいるということでございます。（３）新規参入の促進でございます。令和３年、４年、５年度の新規参入を載せております。令和４年度と令和５年度を比べますと、新規参入の経営体数はかなり増えてきておりますが、面積的には増えておりません。これにつきましては、昨年度から下限面積の廃止に伴う小規模な面積の農業への参入が増えたことに伴いまして、参入数は増えておりますが、面積の集約としては進んでいない状況です。３８ページになります。上の方になります。農業委員会の点検結果でございます。安易な気持ちで就農はできない厳しさを伝えつつ意欲ある就農希望者に対しては、農業委員会も地域農業者と協力し、バックアップする姿勢で臨んできた。なかなか、後継者がいない中で、新規就農者は、農地を守っていく立場から、貴重な戦力である。今後も引き続き、農業の魅力を発信し、意欲ある就農者を応援していく必要がある。としております。その下が、委員の最適化活動の目標ということでございます。これにつきましては、前年度を踏襲させていただいております。３９ページでございます。新規就農相談会への参加回数です。目標それから実績、①、②で載せております。毎年８月のお盆前に農業振興課が中心となって、新規就農説明会、面談会を開催しております。昨年は希望が多かった。８組おりましたので、２日間に分けて朝倉支所の方で面談をしております。４０ページからが令和６年度の目標設定になります。４０ページ自体は現状の農業センサス等の数字を載せております。４１ページが農地の最適化活動の集約の目標、それから（２）が遊休農地解消の目標でございます。最後になります。４２ページが新規参入の促進、最適化活動の活動目標ということで、令和６年度も、令和５年度同様に頑張っていきたいと思っております。また、令和６年度は農業委員等の改選があります関係で、令和５年度同様成果が上げられるか、委員が変わられると最初からとばして頑張る頂くのは難しいとは思いますが、研修等を通じまして、お願いをしたいと思っております。残られる委員におかれましては、引き続きよろしくお願い致します。簡単ではありますが、説明を終わります。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、本件について、賛成することに承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、本件については承認といたします。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

（会議終了時刻 １６：１９）